

東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.59

発行：東濃西部広域行政事務組合

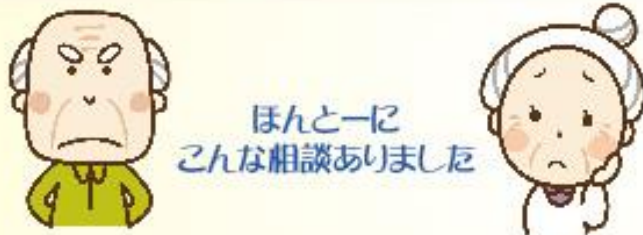
心当たりのないメールから巻き込まれる消費者トラブル

トラブルの発端が、メールである相談が多数寄せられます。

【相談事例】

- ①間違いメールを装ったメールに返信したら、出会い系サイトへ誘導された。
- ②お金がもらえるという当選メールが届き、受け取るための費用を支払ったが入金されない。
- ③有料サイトの未納料金を請求するメールが届き、支払ってしまった。
- ④コミュニティーサイトをかたるログイン確認メールに誘導され、個人情報を入力したら、アカウントを乗っ取られた。

心当たりのない不審なメールが届いたら、そこに記載されている連絡先へは決して連絡しないようにしましょう。心配なメールが届いた場合は、早めに消費生活相談窓口にご相談ください。



ほんとーに
こんな相談ありました

友人の SNS に紹介されていた「キャンピングカーで行くアジア横断旅行」に申し込みをしてお金を振り込んだ。SNS でやり取りをしていたが、急に連絡が取れなくなった。SNS に多数の参加者の体験記があって大丈夫だと思っていたが、サイトを見ると申込んだ先は旅行会社ではなく、旅行サークルと書いてあった。

日本で旅行業を営む場合は、行政庁の登録を受けなければなりません。また、登録の種類によって、扱える旅行内容が異なります。ネットで旅行を申し込む場合、事前に事業者の登録を確認しましょう。海外の旅行サイトでの契約は、日本の旅行業法の適用対象外となることもあり、トラブルになった時、解決が難しい場合があります。

8月の相談件数

新規・継続合計 (■=10件 ■=1件)

店舗購入	■■■■■■■■■	29件
訪問販売	■■■■■■■	8件
訪問購入	■	1件
通信販売	■■■■	22件
連鎖販売	0件	
電話勧誘	■■■	3件
送り付け商法	0件	
無店舗販売	0件	
不明・無関係	■■■■■■■■■	9件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談料 / 無料

相談 / 原則予約制

予約 / 相談を受けたい窓口

※原則、相談は生活圏ですが、生活圏以外の窓口を利用することもできます。

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業